闘灯 ともしび

BUNKAI NEWS

５月１８日（木曜日）
発行責任　石橋康裕
編集責任　教宣部

仲間の団結の温もりを大切に闘いの強化

水道事業の広域化・民営化を進める訳は？

水道事業の広域化・民営化で料金は本当に安くなる？

先細る公共事業に代わる新なけ先に水道事業が注目される訳儲

県内の各地域に水道事業の広域化が進められています。

２０１９年に君津市・木更津市・富津市・袖ヶ浦市・お津市の４市が議論されました。

月に「かずさ広域連合水道企業団」が発足して広域化が進められました。

「かずさ広域連合水道企業団」を民間活用・民営化を進めて事業を持続可能な公共サービスを開発して安定した料金となるよう、今回の宣伝行われました。

今回、水道事業の広域化・民営化を進める訳は、水道事業を委託する企業を決めるとの宣伝が行われました。

４月２０日に、４市の水道事業を委託する企業を決めるとの宣伝が行われました。

４月２０日に、４市の水道事業を委託する企業を決めるとの宣伝が行われました。

利益をむさぼろうとするのか？

それは相当の「うまみ」が水道事業にあるということです。

儲かるところ（検針業務・集金業務等）だけを引き受けて、儲からないところ（水質の確保、設備の維持・管理）は自治体や地方自治体にやらせるからです。

従って水道料金も企業側の主張に沿った形で上げられることとなっています。

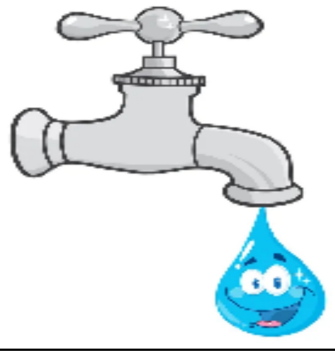

水道法では、清浄にして豊富で低廉な水の提供を図ると成っています。

憲法25条２項の衛生責任は公衆衛生の規定にあります。